

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

本会議質問

平成 30 年 6 月 15 日

国民民主党・新緑風会 森本真治

国民民主党・新緑風会の森本真治です。

冒頭一言申し上げます。国民の政治への信頼が大きく失墜した今国会も会期末が迫ってまいりました。森友学園の国有地売却問題については、多くの国民が未だ納得していない状況です。実際に改ざんに関わった財務省職員が不起訴となったことに対し、検察審査会への審査申し立てが相次いでいます。

安倍総理も「国民の皆様は膿を出し切ったとお考えになっていないと思う」と国会答弁をされています。「国会が閉じてしまえば、この問題はおしまいだ」と思われている方が政府与党の中にいらっしゃるとすれば、大きな間違いです。

我が党は「森友学園・加計学園問題に関する調査特別委員会」の設置を議長に申し入れております。早期の特別委員会設置にご賛同いただき、閉会中も引き続き真相究明と政治の信頼回復に向け、参議院一丸となって取り組むことを強く呼びかけます。

それでは以下会派を代表し、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論を行います。

反対する理由の第一は、現行の卸売市場制度を大転換しなければならない立法事実がないことであります。本改正案の柱は、卸売市場の開設に係る許認可制を廃止して認定制に移行するとともに、中央卸売市場の開設者として「民間企業が参入」できるようにすることです。

ところが3年前、規制改革推進会議が受け付ける「規制改革ホットライン」に、匿名の個人から、中央卸売市場の開設主体に民間企業なることを認めるべきとの要望が寄せられました。このとき、農林水産省は、「中央卸売市場については、市場の民間事業者に対して公平な立場で判断を行い、特定の都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の安定供給という公共的使命を果たせるよう、地方公共団体がこの役割を担う必要がある」と、民間企業の参入を否定する見解

を出していたのです。そこからなぜ、民間企業の参入を認める本改正案に至ったのか。理由を尋ねても、平成27年の「TPP関連政策大綱」の中で「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」が検討項目になったと説明するばかりで、なるほど、そういう事情があるのかという明確な説明が示されていません。

本改正案は、規制改革推進会議等の提言がベースとなっております。関係者抜きに政策決定する「官邸農政」の一つです。過去の改正案策定プロセスでは、農林水産省内に検討会が設置され、関係者が公開の場で議論してきましたが、本改正案にはそのプロセスがありません。この点、委員会にお招きした参考人からも、「ヒアリングでは不十分であり、検討会を設置すべきだった」と問題視されております。

しかも、農林水産省がヒアリングした関係者から、「許認可制度を廃止してほしい」との要望はなかったことが委員会で明らかになりました。それでは一体、誰のための、何のための改正なのでしょうか。

この点、委員会の参考人からは、「大規模資本や多国籍企業が卸売市場システムの利用を拡大してきた流れの延長上にあり、今回、ついに『開設者』となって、税金投与つきの物流センターをつくりたいからではないか」との指摘がありました。同様の疑念を抱かざるを得ません。

反対理由の第二は、公的関与が後退し、卸売市場の公共性が損なわれてしまうことでもあります。

現在、卸売市場は、国が定める「卸売市場整備基本方針」等に基づき整備されておりますが、本改正案は、この仕組みを削除し、卸売市場の適正配置から国は手を引くこととなります。長年、新たに開設する需要はなかったと政府は弁解しますが、問題はそこではありません。人口減少時代を迎え、数の増設は必要ありませんが、取扱量の減少により経営の苦しい卸売市場について、当該市場の再編や廃止の判断を行いながら、当該市場を必要とする生産者、消費者に対するサービスをどのように維持していくのか、国や都道府県が責任を持って対応していくことが、今後重要となってきます。

卸売市場は、市場外の物流センターと異なり、「差別的取扱いの禁止」「受託拒

否の禁止」などの公平・公正な取引ルールや、卸と目利きの仲卸が向き合う構図、取引条件・結果の公表などによって、誰にも開かれ、透明性の高い価格形成が実現しています。このため、小規模な家族経営体も安心して出荷でき、零細な小売店も仕入れが可能となっています。すなわち、日本の食文化の多様性を支えるという、高い公共性を有しているのです。

国が適正配置から手を引けば、財政の苦しい自治体が開設者から退く懸念があります。代わりに、大消費地ばかりを向いた民間企業が開設する市場だけが残るおそれがあります。政府は、国民に対する食料の安定供給、農林水産業の持続的発展を放棄したとしか思えません。

反対理由の第三は、本改正案の認定制において、認定される卸売市場の運営が、現在の卸売市場のように公平・公正であり続ける法的担保がないことでもあります。

現行法では、国又は都道府県が卸売業者の業務及び財務を直接監督しています。しかし、本改正案では、国又は都道府県は開設者のみを監督し、卸売業者については開設者任せになります。開設者及び卸売業者が取引参加者を不当に差別的な取扱いをしないようにするための規定がありますが、現行と同様に運用されるのか曖昧です。

この点、本改正案に賛成を表明する参考人からも、「各市場の実態に応じて取引ルールを定めるなど自由度が高まることは歓迎しているが、民間の開設者によって公平・公正な運営がなされるか心配であり、国や自治体によるチェックシステムが必要」との課題が示されました。

公平・公正な運営を確保するため、特に中央卸売市場について厳格に定めてきた規定のほとんどを削除する本改正案は、事実上の卸売市場法廃止法案であります。

生鮮食料品等は生きるうえで一日も欠かせません。100年前の「米騒動」を受けて、国は「中央卸売市場法」を制定しました。いま再び、一部の業者が、物と情報を握り、自己に有利な取引で価格を操作するようなことを許す制度に戻すような本改正案を通してはいけません。

反対理由の第四は、本改正案が新たに導入する「食品等流通調査」についても、大臣の調査権限が法律上極めて弱く、優越的地位の濫用などの不公正な取引の歯止めになるような実効性がないことであります。

第五は、以上の反対理由が全て重なり、その結果、卸売市場が支える地域経済の崩壊につながることであります。

全国に適正配置された卸売市場は、全国の農山村・漁村を支える家族経営体、中小の小売店を守ってきました。本改正案により、卸売市場の適正配置がなくなり、競争原理により流通業者の寡占化が進み、一定規模以上のニーズしか対応しない硬直した流通が支配的になり、ついには、生産、流通の多様性が喪失し、消費者から豊かな食文化を奪うのではないのでしょうか。

これは去年の種子法廃止法案と同じ構造です。

皆さん、党派を超えて断固反対しようではありませんか。生産者が多国籍企業、大規模資本の下請けにならずに主体的に生産、経営していく環境を整備し、地域の文化を大切にしていこうではありませんか。国民に対する食料安定供給の体制を維持強化していこうではありませんか。

本改正案は廃案にし、改めて、公益的観点から、卸売市場を含む食品流通構造の確立に資する政策を考えることの必要性を心より訴え申し上げて、私の反対討論を終わります。

以上

(現在、3042文字)